



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 10 日 (金)
第 8 8 8 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県地域医療構想の策定 (148) (医療政策課) 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (149) (東部福祉保健事務所) 2
	食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録 (150) (くらしの安心推進課) 2
	森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (151) (林政企画課) 2
	小型機船底びき網漁業の許可の申請期間 (152) (水産課) 5
	都市計画事業の認可 (2 件) (153・154) (道路建設課) 5
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (6) 6
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住まいまちづくり課) 7
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 9
◇ 調達公告	落札者の決定 (4 件) (集中業務課) 9
	落札者の決定 (病院局総務課) 11

告 示

鳥取県告示第148号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項の規定に基づき鳥取県地域医療構想を次のとおり策定したので、同条第15項の規定により告示する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は省略し、鳥取県地域医療構想を鳥取県元気づくり総本部県民課、福祉保健部健康医療局医療政策課、各総合事務所地域振興局、各総合事務所福祉保健局健康支援課、東部県税事務所、東部福祉保健事務所健康支援課、八頭県土整備事務所及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月10日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
とっとり福祉サービス有限公司	鳥取市行徳三丁目317	とっとり福祉サービスウェルミー	鳥取市行徳三丁目317	居宅介護	平成29年3月6日

鳥取県告示第150号

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号の食品衛生管理者養成施設及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「令」という。）第9条第1項第1号の食品衛生監視員養成施設を次のとおり登録したので、令第20条（令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 養成施設の名称及び所在地
鳥取大学農学部生命環境農学科植物菌類生産科学コース
鳥取大学農学部生命環境農学科農芸化学コース
鳥取県鳥取市湖山町南四丁目101
- 登録年月日
平成29年2月28日
- 養成の適用年月
平成29年4月以降の入学者の養成について適用

鳥取県告示第151号

平成29年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当

該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。
 - (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
 - (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
 - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
 - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
 - (6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を発した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。
 - (7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。）のうちに、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
 - ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和58年法律第25号）第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
 - イ 林業普及指導員（森林法第187条第1項に規定する者をいう。）
 - ウ 林業技士（一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
 - エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。）
 - オ フォレストリーダー（現場管理責任者）又はフォレストマネージャー（統括現場管理責任者）（林業振興事業実施要綱（平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知）に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。）
 - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者
 - (8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

 - ア いずれかの入札参加者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札参加者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
 - イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係
 - ウ いずれかの入札参加者の代表取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定によ

- り選任された管財人を含む。以下同じ。)が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係
- エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
- オ 入札参加者が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。
- ア 制限付一般競争入札参加申込書
- イ その他調達公告に定める書類
- (2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による送達により提出すること。
- なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。
- (3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。
- (4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格(最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。)をもって有効な入札をした者(失格とされた者を除く。以下同じ。)とする。
- (4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。
- (5) 入札においては、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。
- なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
- (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
- (7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。
- (8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。
- ア 入札保証金
- 入札参加者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければ

ならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 入札参加者に、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。)において掲載するものとする。

5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先

(1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課

電話 0857-26-7300又は7301

鳥取県告示第152号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第9条第2項の規定に基づき、漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業の許可の申請期間を平成29年3月21日から同年4月14日までと定めたので、同規則第9条第3項の規定により告示する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 8・7・1号米子駅南北自由通路
- 3 事業施行期間
平成29年3月10日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
米子市弥生町及び目久美町地内
 - (2) 使用の部分
米子市弥生町地内

鳥取県告示第154号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称
米子市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 3・4・18号米子駅目久美町線
- 3 事業施行期間
平成29年3月10日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
米子市弥生町及び目久美町地内
 - (3) 使用の部分
なし

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第6号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

平成29年3月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,629

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 48,143

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	146,905
鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	52,887
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	41,131
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,563
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,735
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,404
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,218
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	15,992
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,136
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,411

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成29年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成29年7月2日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成29年9月10日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成29年7月23日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成29年10月8日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）

ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）

エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 持参による受験申込み

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成29年4月20日（木）から同月24日（月）までの午前10時から午後5時まで

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 平成29年4月20日（木）及び同月21日（金）の午前10時から午後5時まで

米子コンベンションセンター第 5 会議室（会議棟 5 階） 米子市末広町 294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

(2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。

ア 提出書類

(ア) 平成 28 年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書

(イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面

イ 受付期間

平成 29 年 4 月 3 日（月）から同月 17 日（月）まで

なお、平成 29 年 4 月 17 日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成 16 年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

平成 29 年 4 月 10 日（月）午前 10 時から同月 17 日（月）午後 4 時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成 29 年 12 月 7 日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年 8 月 22 日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年 9 月 5 日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

(1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成 29 年 3 月 31 日（金）から同年 4 月 24 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町 195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市米田町 877-1（有限会社エイ・ディ・エム設計研究室内）

鳥取県建築士会西部支部 米子市新開 6-13-29（株式会社堀尾建築設計事務所内）

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目 176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町 2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糺町一丁目 160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成 29 年 6 月 7 日（水）（予定）から一般社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例（平成 12 年鳥取県条例第 37 号）の定めるところにより所要の手数料を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課（電話03-6261-3310）にその旨を申し出ること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年4月17日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（東部）
予定使用電力量（供給期間総計）2,143,254キロワット時
- 2 契約方式 一般競争入札

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| 3 落札日 | 平成29年2月28日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6-3 |
| 5 落札金額 | 41,084,282円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年1月10日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県及び警察本部所管施設で使用する電気の供給（中・西部）
予定使用電力量（供給期間総計）2,134,145キロワット時 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成29年2月28日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社エネット
東京都港区芝公園二丁目6-3 |
| 5 落札金額 | 37,090,825円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年1月10日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部）
予定使用電力量（供給期間総計）2,393,004キロワット時 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成29年2月28日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社F-Power
東京都港区六本木一丁目8-7 |
| 5 落札金額 | 41,659,718円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成29年1月10日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部） 予定使用電力量（供給期間総計）2,912,908キロワット時
2 契 約 方 式	一般競争入札
3 落 札 日	平成29年2月28日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社 F-Power 東京都港区六本木一丁目8-7
5 落 札 金 額	51,396,006円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成29年1月10日
7 落 札 方 式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課 鳥取市東町一丁目220

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年3月10日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調 達 件 名 及 び 数 量	輸液ポンプ 一式
2 契 約 方 式	総合評価一般競争入札
3 落 札 日	平成29年1月13日
4 落札者の名称及び所在地	エム・シー・ヘルスケア株式会社 東京都港区港南二丁目16-1
5 落 札 金 額	30,034,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入 札 公 告 日	平成28年11月29日
7 落 札 方 式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県立中央病院事務局経営課 鳥取市江津730